

諮問番号：諮問第 230 号

答申番号：答申第 230 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉北福祉事務所長（以下「処分庁 1」という。）及び北九州市長（以下「処分庁 2」という。）（以下併せて「各処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の規定に基づく次の表に掲げる処分（以下併せて「本件各処分」という。）に係る各審査請求（以下併せて「本件各審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

処分の名称	処分の略称	処分庁
令和 3 年 12 月 21 日 付け 北九北護一第 30095 号 による 法第 63 条 に 基づく 保護費 返還 決定 処分	本件処分 1	処分庁 1
令和 3 年 12 月 21 日 付け 北九北護一第 30125 号 による 法第 63 条 に 基づく 保護費 返還 決定 処分	本件処分 2	処分庁 1
令和 3 年 12 月 21 日 付け 北九北護一第 30126 号 による 法第 77 条 の 2 に 基づく 費用 徴収 決定 処分	本件処分 3	処分庁 2

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 神戸市立外国語大学（以下「大学」という。）ロシア語学科に入学して、ロシア語を習得して、経済的自立を獲得する為に、年金の遡及受給に対する取消しの審査請求を要求する。
- (2) 約 70,000 円は受験科目英語、国語、地理 B、地学の T E X T 及び問題集を購入した。保護費で購入は困難だと思う。購入した英語、国語、化学、物理、数学等の参考書のレシートは保存しているので、列挙は可能である。
- (3) 約 450,000 円を使えないように、F X 口座に保管した。大和証券（実質は大和ネクスト銀行）を使用したのは、手数料無料（3 回まで）の為である。
- (4) 神戸市に転居の場合は、（北九州市の保護受給者は）法に基づく保護（以下「保護」

という。)の受給が可能で、大学の入学金(後で戻ってくる)、授業料も4年間無料になる(保護受給者の場合)。神戸市での保護受給に関しては、西区役所(大学の所在地)に直接電話し、保護の受給は可能であるという裏はとっている。

(5) 各処分庁は、67才で大学に入学して、71才で卒業しても保護受給から脱却できないと主張している。しかしながら、保護受給者にも基本的人権があり、職業選択の自由もある。年齢によって差別するのは不当だと思う。

(6) 審査請求人が大学に進学して、ロシア語を使うことにより、(保護から)自立しようとするのを年齢によって否定するのは間違っていると思う。今後は、人生100年時代の到来によって、二毛作、三毛作は可能である。審査請求人は、大学でロシア語を習得することによって、高齢者自立のロール・モデルになると思う。

通訳以外にもロシア語の読み書きができれば、活用する方法はある。因みに、ロシアは翻訳大国なので翻訳家になるという道、或いは京大大学院(政治学修士)に進学して、国際関係論を専攻して、ロシア政治、国際関係論の評論家になるという道もあると思う。

北九州市小倉北福祉事務所(以下「小倉北福祉事務所」という。)の係長は趣味でロシア語の学習をしろと言うが、これは相当に困難だと思う。係長自身が実行すれば理解できる。

以上の理由から、小倉北福祉事務所の係長の偏見と悪意は相当に強く行間を読むことによって把握できると言う理由から不当であると考えべきであり、各処分庁の主張は成り立たない。

(7) 過去の年金分は、法第55条の2から、大学の進学準備に使用できると解釈できる。

2 審査庁の主張の要旨

本件各処分における各処分庁の判断過程に不合理な点はなく、自立更生費及び必要経費の検討を行った上で法第63条の規定に基づき行った本件処分1及び本件処分2並びに本件処分2による返還額の全額を費用徴収の適用とした本件処分3に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分1及び本件処分2について

ア 法第63条に規定する資力の発生時点、資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

平成30年4月1日、審査請求人は特別支給の老齢厚生年金及び企業年金について裁定請求が可能な年齢に達しており、審査請求人の特別支給の老齢厚生年金及び企業年金は平成30年4月分から、老齢厚生年金及び老齢基礎年金は令和3年4月分から支給されている。

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の6の答(1)は、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合における法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、年金受給権が生じた日であるとしている。

よって、本件における特別支給の老齢厚生年金及び企業年金の資力の発生時点は平成30年4月1日、老齢厚生年金及び老齢基礎年金の資力の発生時点は令和3年4月1日となる。

また、審査請求人が受給した平成30年4月から同年9月分の特別支給の老齢厚生年金は62,853円、企業年金は8,065円であり、同年10月から令和3年7月分の特別支給の老齢厚生年金、老齢厚生年金及び老齢基礎年金(以下併せて「老齢年金」という。)は409,807円、平成30年10月から令和3年5月分の企業年金は43,017円であると認められる。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(2)のアの(7)では、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。

そして、処分庁1が平成30年4月から同年9月までに審査請求人に支給した保護費は70,918円以上、平成30年10月から令和3年12月までに支給した保護費は452,824円以上であることが認められる。

したがって、審査請求人は、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するといえることから、処分庁1が本件処分1の返還対象額

を 70,918 円、本件処分 2 の返還対象額を 452,824 円としたことについて、違法又は不当な点はない。

イ 返還額の決定について

法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年 7 月 25 日判決・判例地方自治 455 号 72 頁参照）。

審査請求人は処分庁 1 に対し、自立更生費を認めるよう申請書を 2 通提出しており、それぞれの申請書には自立更生費として受験料、交通費、宿泊費等が記載されているほか、「大学ロシア語学科に入学、ロシア語を習得して通訳として経済的自立を獲得するため。」「英検準一級を取得して経済的自立を獲得する。」といった旨が記載されている。

このことについて、処分庁 1 は審査請求人の返還額を決定するにあたり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 8 の 2 の (4) 及び問答集問 13 の 5 の (2) のエの認定基準に該当せず、計画の実現性が乏しいことを理由として、審査請求人から申し出のあった自立更生費を認めないと判断した上で、本件処分 1 及び本件処分 2 を行ったことが認められる。

なお、審査請求人は、保護受給者にも基本的人権があり、職業選択の自由もあり、年齢によって差別するのは不当だと思いと主張している。

本件についてみると、処分庁 1 は審査請求人の年齢、就労歴、老齢年金の費消状況、生活実態等を総合的に踏まえた上で、自立更生費に該当しないとしている。

したがって、処分庁 1 は、審査請求人の収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、生活実態等の諸事情に照らして返還額について判断しており、

その判断過程に不合理な点はない。

以上のとおり、本件処分 1 及び本件処分 2 に不合理な点はなく、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

したがって、返還額の決定について処分庁 1 に裁量権の逸脱又は濫用と認められるところはなく、本件処分 1 及び本件処分 2 を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分 3 について

法第 77 条の 2 第 1 項及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「省令」という。）第 22 条の 3 は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる旨を定めている。

そして、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年課長通知」という。）5 の(3)は、法第 77 条の 2 第 1 項の規定は、平成 30 年 10 月 1 日以後に支払われた保護費に係る徴収金について適用されるものであるとしている。

以上を踏まえ、これら規定を根拠とした本件処分 3 が法第 77 条の 2 第 1 項及び省令第 22 条の 3 に適合したものであるかどうか、以下検討する。

上記(1)のとおり、審査請求人は、「保護金品を交付すべきでないにもかかわらず保護金品の交付が行われたために、資力を有することとなった」ことが認められる。

また、小倉北福祉事務所の職員は審査請求人から、令和 3 年 9 月 24 日に審査請求人から老齢年金の遡及分 472,660 円が振り込まれたとの連絡を受け、同年 10 月 5 日に、同年 11 月に企業年金 51,082 円支給される予定であると伝えられている。

そして、審査請求人が受給した老齢年金及び企業年金は平成 30 年 10 月から令和 3 年 7 月までの遡及分とされている。

以上のとおり、審査請求人の平成 30 年 10 月から令和 3 年 7 月までの保護において、保護の実施機関である処分庁 1 の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、審査請求人が資力を有することとなったという事実は認められない。

本件処分 2 は平成 30 年 10 月から令和 3 年 7 月分までの老齢年金及び平成 30 年 10 月から令和 3 年 5 月までの企業年金について返還を求めるものであり、平成 30 年 10 月以降に支払われた保護費を対象としている。また、本件処分 3 において決定した徴収金の額は本件処分 2 において決定された金額と同額とされている。

よって、本件処分 3 は、平成 30 年 10 月以降に支払われた保護費を対象とするものであると認められる。

なお、本件処分 3 において決定した徴収金の額を本件処分 2 による返還額の一部に制限すべき理由も認められない。

したがって、法第 77 条の 2 第 1 項の規定を適用して本件処分 3 を行った処分庁 2 の判断に、違法又は不当な点は認められない。

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件各審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 5 年 10 月 24 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 12 月 20 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

(1) 本件処分 1 及び本件処分 2 について

審査請求人は、平成 30 年 4 月から同年 9 月分の特別支給の老齢厚生年金及び企業年金として 70,918 円、同年 10 月から令和 3 年 7 月分の老齢年金及び平成 30 年 10 月から令和 3 年 5 月分の企業年金として 452,824 円受給したことが認められる。

そして、処分庁 1 が平成 30 年 4 月から同年 9 月までに審査請求人に支給した保護費は 70,918 円以上、同年 10 月から令和 3 年 12 月までに支給した保護費は 452,824 円以上であることが認められる。

次官通知第8の3の(2)のアの(ア)では、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。

したがって、処分庁1が法第63条に基づき、本件処分1の返還対象額を70,918円、本件処分2の返還対象額を452,824円としたことについて、違法又は不当な点はない。

また、処分庁1は、審査請求人の収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、生活実態等の諸事情に照らして返還額について判断しており、審査請求人が主張する自立更正費を返還額から控除することを認めないとした処分庁1の判断過程に不合理な点はない。

以上のことから、返還額の決定について処分庁1に裁量権の逸脱又は濫用と認められるところはなく、本件処分1及び本件処分2を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分3について

法第77条の2第1項及び省令第22条の3は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる旨を定めている。

そして、平成24年課長通知5の(3)は、法第77条の2第1項の規定は、平成30年10月1日以後に支払われた保護費に係る徴収金について適用されるものであるとしている。

本件処分2における返還額は、審査請求人が受給した老齢年金及び企業年金の遡及分とされており、保護の実施機関である処分庁1の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、審査請求人が資力を有することとなったという事実は認められない。加えて、本件処分3は、平成30年10月以降に支払われた保護費を対象とするものであると認められる。

したがって、法第77条の2第1項の規定を適用して本件処分3を行った処分庁2の判断に、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子